

## 6 御存知ですか？企業・事業所の責務

川崎市では、震災の防止や緊急時の事前措置、震災応急対策について、市民、事業者、市の責務を明らかにし、地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るために、「川崎市地震対策条例」を定めています。事業者の責務については、次のとおり、本条例で定められています。(条例全文は市ホームページで参照可能)

### (目的)

(川崎市地震対策条例 拠粋)

第1条 この条例は、川崎市における震災を防止するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防、大規模な地震に係る緊急時の事前措置、震災応急対策その他必要な事項を定めることにより、本市における地震対策の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

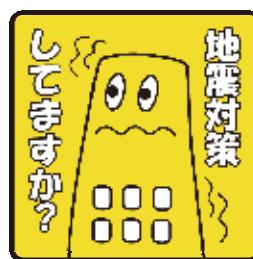
### (事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、震災の防止について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努めなければならない。

## 7 企業・事業所ができること ①(人的被害・直接経済被害の減少)

### 耐震化の推進

- 地域、企業・事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。
- 自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。



### 企業内備蓄

- 上下水道の管路破損等の断水、停電に備え、飲料水（1人当たり1日3Lを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- 地震発生後、従業員を直ちに帰宅させることなく、交通機関の途絶を前提として社内等に留まることができるよう、3日分以上の食料や飲料水の備蓄を進めてください。



### 防災住環境の整備

- 屋外広告物（看板・サイン類）の落下防止に積極的に取り組んでください。
- 自ら所有するブロック塀等、又は設置する自動販売機等の転倒防止に努めてください。
- 事業所、事務室、作業場等の重量物（事務機器、什器類等）の転倒・落下防止措置を実施してください。